

自主学習グループ活動促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の団体・サークルが自主的に行う学習会に対し、市が講師謝礼金の支援を行うことにより、市民の学習意欲を喚起し、生涯学習の推進を図ることを目的とする自主学習グループ活動促進事業(以下、「本事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の要件)

第2条 本事業における補助対象となる学習会の要件は、次のとおりとする。

- (1) 5名以上の参加者を見込める学習会とし、団体・サークルの運営に係る事業は除くものとする。
- (2) 開催する場所・時間は問わない。
- (3) 団体・サークルの会員相互の学習会、若しくは市民を募って実施する学習会とする。
- (4) 同一団体若しくは同一の学習会に対する補助は、2年を限りとする。
- (5) 講師は、団体・サークルにおいて日常活動で指導を行う者を除く外部講師(特別講師)とし、会員が講師となる場合は本事業の適用を受けることができない。

(利用できる団体・サークルの要件)

第3条 本事業を利用できる団体・サークルは次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 継続的かつ計画的に活動を行っている団体・サークルのほか、本事業を契機として、今後も活動を行おうとしている団体・サークルとする。
- (2) 網走市民で構成し、5名以上の会員を有している。
- (3) 団体・サークルの活動目的が明らかであり、会則及び会員名簿を有している。
- (4) 政治または宗教に関する団体・サークル、営利を目的とするもの、及び公共の利益に反するものはこの事業の対象とはならない。
- (5) 他機関からの日常的な運営費の補助を受けていないこと。

(利用の申し込み)

第4条 学習会への支援を希望する団体・サークルは、次の書類を網走市教育委員会(以下、「委員会」という。)が定める期間内に委員会に提出する。

- (1) 利用申込書(様式1)
- (2) 学習会計画書
- (3) 規約及び会員名簿

2 団体・サークルは、原則一年度に1回、また上限を80千円として本事業を利用することができる。

(申し込みの承認)

第5条 委員会は、提出された申込書について、第2条及び第3条の規定に基づき審査し、適当と認める場合は、学習会支援についての決定通知書(様式2)を、申し込み団体・サークルの代表者に通知する。

2 前項の決定にあたり、その支給額については委員会が予算の範囲内において定めるものとする。

(講師謝金基準)

第6条 講師への謝金の限度額は次のとおりとする。

- (1) 市内で知識・技術・技能等を業またはそれに準ずるものとしていない者。(公民館講座講師・社会教育推進指導員等) ……5,000円
- (2) 市内で知識・技術・技能等を業またはそれに準ずるものとしていない者。(大学教授・医師等) ……15,000円
- (3) 管内で知識・技術・技能等を業またはそれに準ずるものとしていない者。 ……10,000円
- (4) 管内で知識・技術・技能等を業またはそれに準ずるものとしていない者。 ……30,000円
- (5) 道内で知識・技術・技能等を業またはそれに準ずるものとしていない者。 ……30,000円
- (6) 道内で知識・技術・技能等を業またはそれに準ずるものとしていない者。 ……50,000円
- (7) 道外で知識・技術・技能等を業またはそれに準ずるものとしていない者。 ……60,000円
- (8) 道外で知識・技術・技能等を業またはそれに準ずるものとしていない者。 ……80,000円

(事業計画の変更・中止)

第7条 第5条の決定通知の後に、学習計画の変更または中止が生じたときは速やかに委員会に変更申請し、承認を得るものとする。

(報告書の提出)

第8条 学習会を開催した場合は、学習会終了後に実施報告書(様式3)を、写真2枚添付の上委員会に提出する。

(講師への支出)

第9条 委員会は、前条の実施報告書に基づき、所定の方法で講師に謝金を支払う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、委員会が定めるものとする。

(附則) この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成11年5月20日から施行する。

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。